

# 新学校法人会計基準等説明会

## ① 学校法人会計基準の改正等について

文部科学省高等教育局私学部参事官付

令和7年4月

# 本日の説明内容

1. 学校法人会計基準の改正

2. 私立学校振興助成法施行規則の制定

# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正の概要

# 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

## 概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

### 1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

#### ① 理事・理事会

- **理事選任機関**を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、**理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。**（第29条、第30条関係）
- **理事長の選定は理事会で行う。**（第37条関係）

#### ② 監事

- **監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。**（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

#### ③ 評議員・評議員会

- **理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。**（第18条、第31条関係）
- **理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。**（第62条関係）
- **評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。**（第33条、第67条、第140条関係）

#### ④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する**大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化**し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

### 2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- **大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。**（第150条関係）

### 3. その他

- **監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与**する。（第53条、第86条関係）
- **会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備**する。（第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係）
- **役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備**する。（第157条～第162条関係）

## 施行日・経過措置

令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

# 学校法人会計基準 改正の概要 (1)

施行日：令和7年4月1日

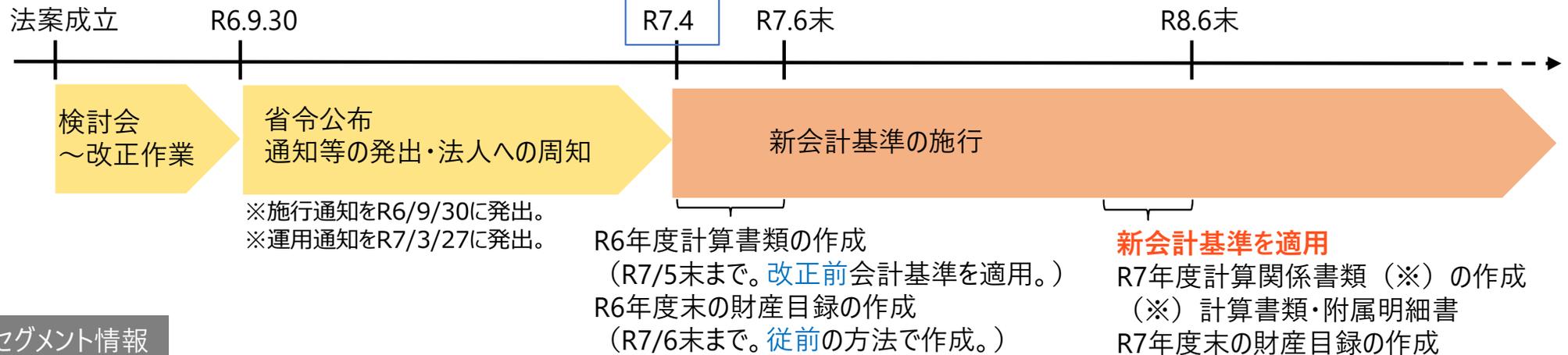
- 令和6年7月下旬からパブリック・コメントを実施し、9月30日に新会計基準を公布。

	根拠	主な目的	適用対象
改正前の会計基準	私立学校振興助成法	補助金の適正配分 法改正後	経常費補助を受ける学校法人 ※実際にはほとんどの学校法人が対象
新会計基準	私立学校法	情報開示	全ての学校法人等 ※学校法人+準学校法人

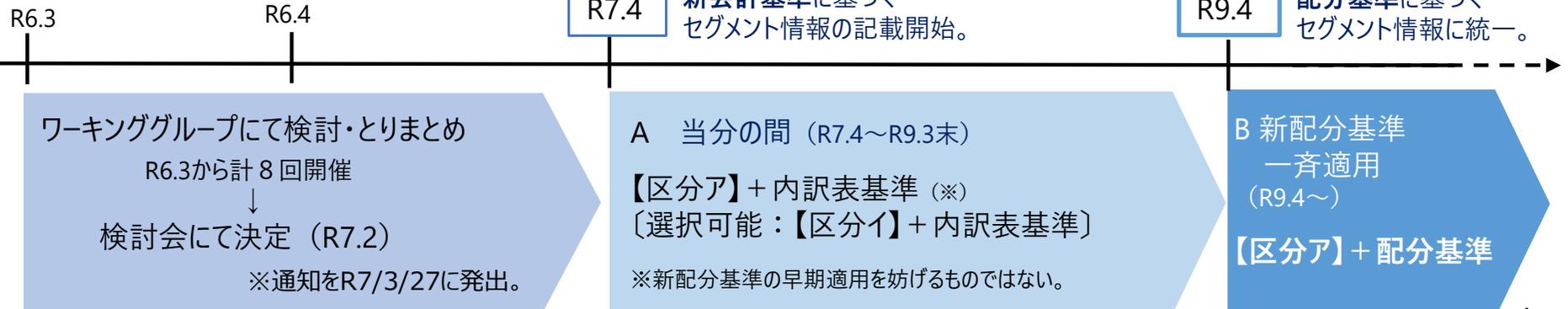
## スケジュールイメージ

### 新会計基準

R7年度予算は新会計基準にて対応。



### セグメント情報 配分基準



## 趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法に位置づけられていた学校法人会計基準は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたことを踏まえ、各種規定を整備する。

## 改正のポイント

### 1. 計算書類及び附属明細書

学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類、附属明細書は次のとおりとする。

#### 計算書類

- 貸借対照表
- 事業活動収支計算書
- 資金収支計算書
- 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

#### 附属明細書

- 固定資産明細書
- 借入金明細書
- 基本金明細書

(※) 収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、**貸借対照表**及び**損益計算書**を作成

### 2. 注記事項

計算書類には、次に掲げる事項を注記することとする。

- ① 重要な会計方針
- ② 重要な会計方針の変更
- ③ 減価償却額の累計額の合計額
- ④ 徴収不能引当金の合計額
- ⑤ 担保提供資産の種類及び額
- ⑥ 基本金未組入高
- ⑦ 第4号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策
- ⑧ **セグメント情報**
- ⑨ 重要な偶発債務
- ⑩ **子法人に関する事項**
- ⑪ 学校法人の出資による会社に係る事項
- ⑫ 関連当事者との取引
- ⑬ 学校法人間の財務取引
- ⑭ 重要な後発事象
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

### 3. 財産目録

財産目録の作成基準として、**内容、区分、金額、様式**等を規定することとする。

### 4. 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

改正前の「知事所轄学校法人に関する特例」の内容を維持しつつ、**会計監査人を設置する知事所轄学校法人は特例を適用しない**こととする。

### 5. その他

- 「セグメント情報」は、大臣が所掌する大学、短期大学、高等専門学校はそれぞれ独立した収支が見えるようになる。
- 「子法人に関する事項」は、改正私立学校法を踏まえて、子法人に対するガバナンス強化の観点から設けている。

(※) 改正前の学校法人会計基準により作成を求めていた「事業活動収支内訳表」「資金収支内訳表」「人件費支出内訳表」は、学校法人会計基準から削除のうえ、私立学校振興助成法に基づく書類と位置付けた。

# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【1】計算書類・附属明細書

# 計算書類・附属明細書・財産目録の体系イメージ（新会計基準第3章、第4章）

## ポイント

- ✓ 情報開示に適さない書類は位置づけや様式を変更。
- ✓ 内訳表を計算書類から除き、代わりに**セグメント情報**を追加。
- ✓ **財産目録の様式等**についても新会計基準で規定。

## 改正前会計基準による計算書類

- ・私立学校振興助成法が根拠
- ・所轄庁による補助金の適正配分が目的

### 計算書類（第4条）

- ・資金収支計算書
  - ・資金収支内訳表（※）
  - ・人件費支出内訳表（※）
  - ・活動区分資金収支計算書
- ・事業活動収支計算書
  - ・事業活動収支内訳表（※）
- ・貸借対照表
  - ・固定資産明細表
  - ・借入金明細表
  - ・基本金明細表

（※）計算書類からは除き、私立学校振興助成法で提出を求める書類として位置付ける（私学助成法施行規則2）

注記は計算書類の末尾に記載することを明示

利害関係者にとって著しく不利益となるおそれのある項目等、部分的に様式を変更したうえで附属明細書へ

（様式について法令上の定めなし）

・財産目録

新会計基準の一項目として、財産目録の作成基準を定める

## 新会計基準による計算関係書類・財産目録

- ・私立学校法が根拠
- ・ステークホルダーへの情報開示が目的

### 計算関係書類（第3章）

#### 計算書類（第16条）

- ・貸借対照表
- ・事業活動収支計算書
- ・資金収支計算書
- ・活動区分資金収支計算書

#### ・注記事項

##### ・セグメント情報

※学校、附属施設等の部門別の情報表示（事業活動収支計算書科目が対象）

##### ・子法人

※私学法上の子法人に係る情報表示

### 附属明細書（第6節）

- ・固定資産明細書
- ・借入金明細書
- ・基本金明細書

### ・財産目録（第4章）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意  
また、全てインターネットによる公表（★1）の対象となる（私学法施行規則106、107）

計算関係書類・財産目録は全て会計監査人監査（★2）の対象となる（私学法施行規則24）

- ★1 大臣所轄法人等は公表が義務付け・その他の法人は努力義務
- ★2 大臣所轄法人等は会計監査人設置が義務付け・その他法人は任意

# 附属明細書の内容 (1 / 3)

## (1) 固定資産明細書 (第5号様式)

### ポイント

- ✓ 様式は変更なし。
- ✓ 「摘要」欄への増減理由の記載判断基準については、**3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について資産総額の1 / 100」を基準とする。**

### 考え方

- ✓ 様式については、開示に適さない項目は無い。
- ✓ **増減理由の記載判断基準**については、法人規模に関わらず、公平性のある閾値の基準は比率による基準。
- ✓ 3,000万円は昭和40年代の物価水準を参考にしていると考えられ、**金額基準に物価水準を反映するとしても、改訂基準の設定が困難。**

## 固定資産明細書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
特定資産	第2号基本金引当特定資産						
	第3号基本金引当特定資産						
	(何) 引当特定資産						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
計							
合 計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
- 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

# 附属明細書の内容 (2 / 3)

## (2) 借入金明細書 (第6号様式)

### ポイント

- ✓ 借入先については、**個別の金融機関名を開示しない**。金融機関の種類 (ex. 公的金融機関、市中金融機関、その他) ごとに集計して記載する。
- ✓ 記載項目については、**期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要 (資金使途等)** とする。
- ✓ 借入金の使途や担保物権が複数ある場合、「摘要」欄は集約して記載する。

### 考え方

- ✓ **個々の借入金融機関名、利率**については、地域により取引先の金融機関にとって、**同業他社に知られたくない営業情報が含まれるおそれがあり**、公開情報として適当でない。
- ✓ 利率については、平均利率を記載する方法も考えられるが、**借入金が1種類のみ**の場合は実質的に個別の利率情報を記載することとなり、記載事項になじまない。
- ✓ 「当期増加額」「当期減少額」の項目は、**借入フロー**を表し、**法人の資金繰り情報が分かり、資金収支計算書と連動した項目**である。

## 借入金明細書

年 月 日から  
年 月 日まで

(単位 円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	計					
短期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	小計					
	返済期限が1年以内の長期借入金					
計						
合計						

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

### (記載例)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関	××	××	××	建設資金 担保なし
	市中金融機関	××	××	××	建設資金 校地担保 運転資金 担保なし
	その他				
	計	××	××	××	
合計	××	××		××	

出所：令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について (通知)」第五2. (2)



# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【2】計算書類の注記

# セグメント情報の表示

(令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第二)

## ポイント

- ✓ 内訳表に代わり、計算書類において**セグメント（学校、附属施設等の部門）別の情報**を表示する。
- ✓ セグメント情報の開示に際しては、学校法人等のセグメントごとの**経済の実態を反映したもの**とすることが望ましい。

	セグメント情報	内訳表
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学校法人全体の経営状況に加えて、<b>各学校等の個別の部門に関する情報開示</b></li> <li>✓ 学校法人等のセグメントごとの<b>経済の実態を反映したもの</b>とすることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国または地方公共団体において、私立学校に対する<b>経常費補助の効果を具体的に把握し、教育活動の実態に即した有効適切な振興策策定のための資料</b>が得られるようにすること</li> </ul>
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各学校法人等の業務内容等に応じた適切に設定</li> <li>✓ 一定の区分に基づく<b>セグメント情報は全ての学校法人において共通に設定（④、⑤は複数設置している場合は集約可）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大学</li> <li>② 短期大学</li> <li>③ 高等専門学校</li> <li>④ ①～③以外の学校、専修学校及び各種学校</li> <li>⑤ 病院</li> <li>⑥ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所等）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 学校法人、各学校、研究所、各病院、農場等（資金収支内訳表については学部等に細分）</li> </ul>
配分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>経済実態をより適切に表す配分基準（配分基準）（R9年度から一斉適用。R7,8年度早期適用可）</b></li> <li>✓ R7、R8年度：資金収支内訳表等の配分基準（内訳表基準）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）</li> </ul>
科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業活動収支計算書における「教育活動収入計」「教育活動支出計」「教育活動収支差額」等の小計科目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小科目まで表示（人件費支出内訳表はさらに細分）</li> </ul>
開示義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>有</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無 （法的義務は無いが平成16年通知（※1）により積極的な開示を推奨。約20%の学校法人においてHPで開示。（※2））</li> </ul>

(※1) 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

(※2) 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」報告（令和4年9月）P141

## ◇学校法人会計基準の改正（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）

・計算書類の注記事項として、セグメント※情報の記載を規定。（新会計基準40⑧）

※セグメント：学校法人を構成する一定の単位

## ◇セグメント情報における配分基準

「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が取りまとめた報告書（令和6年1月31日）において、セグメントの区分が以下のとおり示されるとともに、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済の実態をより適切に表す配分基準」の検討が必要であるとされた。

（セグメント区分）

○ 各学校法人等の業務内容等に応じた適切な区分に基づき、セグメント別の明細を表示する。  
ただし、以下に掲げる区分に基づくセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に表示する。

- ① 私立大学（短期大学を含む）、私立高等専門学校
- ② ①以外の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園）、私立専修学校及び私立各種学校
- ③ 病院
- ④ その他（学校法人部門、病院以外の附属施設、保育所、学校法人共通）

※表示すべきセグメントが「その他」以外に1つのみの学校法人等については、セグメント情報の作成を省略できる。

例) 1つの大学のみを設置している場合

これを受け、「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」を設置。

- ➔ 私立学校の特性や現場の実態を踏まえつつ新配分基準を検討し、報告書を取りまとめ。（R6年12月18日）

※最終版はコチラ

『学校法人会計基準のセグメント情報における配分基準について』

[https://www.mext.go.jp/content/20250319-mxt\\_sigsanji-000041095\\_1r.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250319-mxt_sigsanji-000041095_1r.pdf)



### < 主な検討事項 >

- ① 収支項目の配分について  
（特に、医歯学部と附属病院の業務を兼務する場合の人件費の取扱い）
- ② 「学校法人部門」の定義等について  
（文言の見直し、セグメントの立て方）
- ③ 配分基準の適用時期等について

「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」（昭和55年11月4日文管企第250号文部省管理局長通知）の**各部門への計上及び配分の考え方の妥当性は基本的には変わらない**。（1.～3.(1)）  
ただし、複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費については、以下3.(2)のとおりとする。

## 1. 配分計算の単位

合理的な範囲で各学校法人が選択するものとするのが適当。

## 2. 収入項目の配分

寄付金、経常費等補助金、付随事業収入その他の収入項目は、受取理由、用途等を勘案して配分。

## 3. 支出項目の配分

### (1) 共通経費

特定のセグメント区分に帰属させるべきケースは、各学校法人が運営実態に基づき合理的な配分基準を設定。

### (2) 複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費

複数セグメントの業務を兼務する教職員人件費について、「発令基準」に基づく処理が必ずしも経済の実態を表しているとは言えないケースもある。このようなケースでは、発令基準に比して「**経済の実態をより適切に表す**」と合理的に説明できる配分基準（**各セグメント区分の業務の範囲を定義し、業務に従事する時間や兼務割合など勤務実態を反映した基準**）に基づき配分

勤務実態の把握方法：過年度や過去の一定期間の実績値を用いるなど合理的に説明できる方法

ただし、以下の例のように、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、勤務実態の把握は不要。

(例1) 教職員が役員を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「学校法人部門」の役員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

(例2) 大学と短期大学を兼務する場合

「大学」の教職員として発令されている者が、「短期大学」の教職員としても発令されている場合において、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合については、当該人件費を各々のセグメント区分に計上。

## 1. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合

医学部・歯学部と、教育研究活動と一体的に診療業務を行う附属病院を一括したセグメント「うち、医学部等及び附属病院」を設け、セグメント「大学」の内数として表示する。

科目	部門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合計
			うち、医学部等 及び附属病院				
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

※ 例えば看護学部・薬学部のような医学部・歯学部以外の学部も当該附属病院と一体的に活動している場合は、当該学部について「うち、医学部等及び附属病院」に含める。

※ 「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院の名称を注記する。

## 2. 医学部・歯学部を設置していない大学が、学部と一体的に活動する病院を有している場合

医学部・歯学部と附属病院の取扱いに準じて、セグメント「うち、(何) 学部等及び病院」を、セグメント「大学」又はセグメント「短期大学」の内数として表示する。

科目	部門	(何) 大学		(何) 短期大学	病院	その他	合計
			うち、(何) 学部 等及び病院				
教育活動収入計							
教育活動支出計							
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

※ 「うち、(何) 学部等及び病院」に含まれる学部・学科及び病院の名称を注記する。

# 「学校法人部門」の定義等について (p.4-5)

- 1.「その他」に含まれる「学校法人部門」の業務は、「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(昭和55年11月4日 文管企第250号 文部省管理局通知)に示されているが、社会状況の変化を踏まえた適切な文言に見直し。

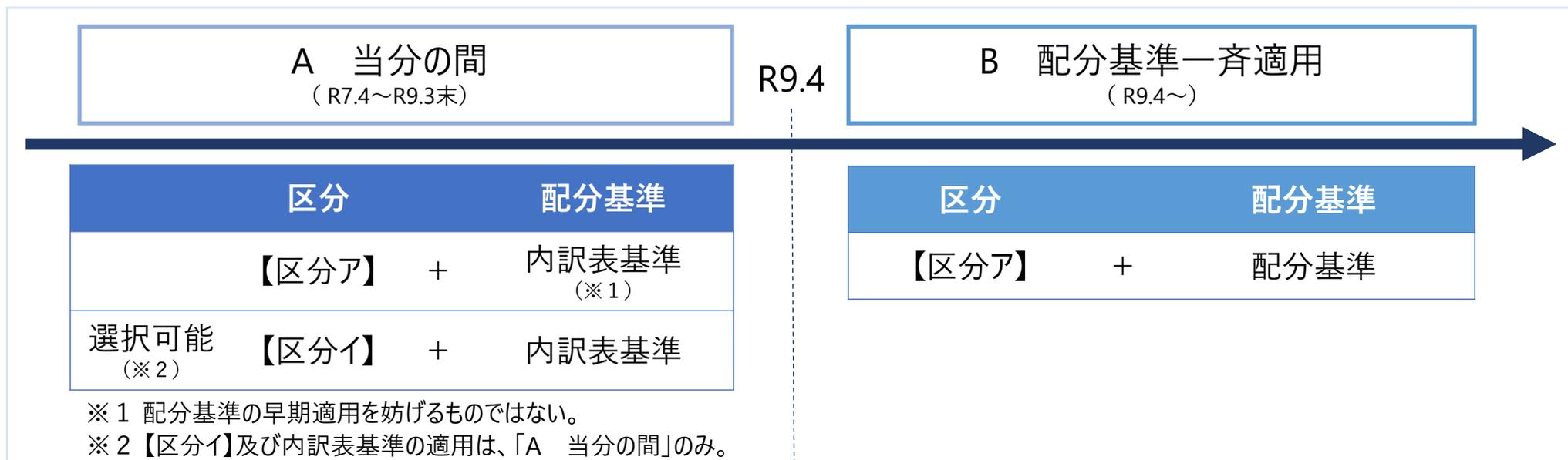
## 「学校法人部門」の業務の範囲 (新旧対照表)

新	旧
ア 理事会及び評議員会等の <b>運営</b> に関すること	ア 理事会及び評議員会等の <b>庶務</b> に関すること
イ 役員等の <b>活動全般</b> に関すること	イ 役員等の <b>庶務</b> に関すること
ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること	ウ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
エ 法人主催の <b>事業</b> 及び会議に関すること	エ 法人主催の <b>行事</b> 及び会議に関すること
オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)	オ 土地の取得又は処分に関すること (他の部門の所掌に属するものを除く。)
カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の <b>策定及び管理</b> に関すること	カ 法人運営の基本方針(将来計画、資金計画等)の <b>策定事務</b> に関すること
キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に関すること	キ 学校、学部・学科(学部の学科を含む。)等の新設事務に関すること
ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること	ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・施設管理等に関すること
ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること	ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

- 2.「その他」に含まれるものが「学校法人部門」のみの場合、セグメント区分の名称を「学校法人部門」とすることができる。
- 3.セグメント区分の「その他」に含まれるものとして提案された「学校法人共通」に係る収支については、各部門に配分する、上記の「ケ」に該当する収支として「学校法人部門」に配分することが実務上適切と考えられるため、これを設けない。

# 配分基準の適用時期等について (p.6)

➤ 配分基準の適用時期及び区分は、以下のとおりとする。



## 【区分ア】

科目	部門						
	(何) 大学	(何) 短期大学	(何) 高等 専門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	病院	その他	合計
教育活動収入計							
教育活動支出計							
教育活動収支差額							
教育活動外収支差額							
経常収支収支差額							
特別収支差額							
基本金組入前当年度収支差額							
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額							

## 【区分イ】

科目	部門				合計
	大学・短大・高専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専門学校等	その他		
教育活動収入計					
教育活動支出計					
教育活動収支差額					
教育活動外収支差額					
経常収支収支差額					
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計	△	△	△	△	△
当年度収支差額					

\* 表示すべきセグメントが、「その他」以外に1つのセグメントのみの学校法人等については、その旨を注記した上で、セグメント情報の作成を省略できる。  
 例：設置学校が1つの大学の場合。  
 幼稚園と保育所のみを設置する場合や、高等学校と中学校のみを設置する場合、これらを一括して1つのセグメントとした場合

ポイント

- ✓ 改正私学法施行規則第11条に規定する子法人について記載する注記を新設。
- ✓ 記載事項
  - ① 子法人の概要
  - ② 学校法人と子法人の取引の関連図
  - ③ 子法人との取引の状況
  - ④ 子法人の債務に係る保証債務
- ✓ 子法人のうち「学校法人の出資による会社に係る事項」、「関連当事者との取引の内容に関する事項」又は「学校法人間の財務取引」の注記の対象として該当するものがある場合、「他の注記事項との関係」として、その旨を記載

考え方

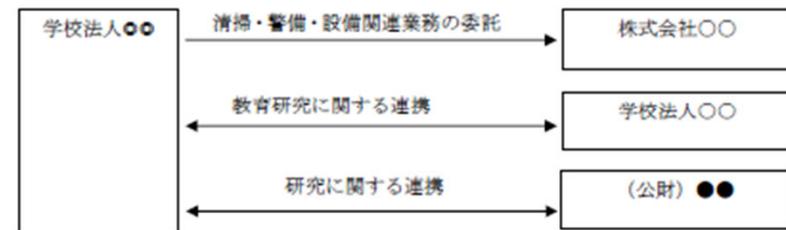
- ✓ 改正私学法においては、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与するなど、子法人に対するガバナンスが強化されている。
- ✓ 子法人（改正私学法施行規則で定義を規定）の考え方では、議決権の割合等に注目して、経営支配の有無を判定することとしている。
- ✓ 「学校法人の出資による会社に係る事項」「関連当事者との取引」「学校法人間の財務取引」に関する注記と、今般の「子法人」の考え方が異なることから、注記に「子法人」を追加。

10. 子法人に関する事項

(1) 子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資会社	関連当事者	学校法人間取引
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	××%	兼任〇人 代表取締役社長(理事) 取締役(元理事) 監査役(理事)	関係あり	関係あり	
学校法人〇〇	教育研究事業	—	—	—	兼任〇人 ××		関係あり	関係あり
(公財)●●	●●事業	—	—	—	兼任〇人 ××			

(2) 学校法人と子法人の取引の関連図



(3) 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社〇〇	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受入配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人〇〇	資金の貸付	××円	貸付金	××円

(4) 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

出所：令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について (通知)」別添2 <例1> 10.

# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【3】財産目録

## ポイント

- ✓ 様式参考例（※）をベースに、財産目録の作成基準を定める。
- ✓ 財産目録には、**収益事業会計の貸借対照表に計上する資産・負債を含み、「収益事業会計資産」「収益事業会計負債」の区分を設ける。**
- ✓ 学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去。**
- ✓ 基本財産と運用財産の区分については、各学校法人が、改正私学法第17条第1項の規定及び寄附行為等を踏まえ決定する。

（※）私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（平成16年7月25日16文科高第304号文部科学省高等教育局私学部長通知）

## 考え方

- ✓ 改正私学法において、財産目録が監査及び開示対象書類となり（改正私学法第86条第1項、第107条第1項）、**監査と開示を前提とした統一した作成基準の整備が必要。**
- ✓ 財産目録が、**収益事業を含む学校法人等全体を一体として、法人全体の財産の状況を明らかにするものである**ことを前提とすれば、学校法人会計と収益事業会計の会計間における**内部取引（収益事業元入金や債権・債務に係る取引）を相殺消去することが適当。**

第八号様式（第47条関係）

## 財産目録

年 月 日現在 (単位 円)

科 目	年 度 末	
一 資産額		
（一）基本財産		
1 土地		円
(1) 校地	〇〇 m <sup>2</sup>	円
2 建物		円
(1) 校舎	〇〇 m <sup>2</sup>	円
3 教育研究用機器備品	〇〇 点	円
4 図書	〇〇 冊	円
（二）運用財産		
1 現金預金		円
(1) 現金		円
(2) 普通預金		円
2 積立金		円
(1) (何)引当特定資産		円
3 有価証券		円
(1) 利付国債		円
（三）収益事業会計資産		
合 計		円
二 負債額		
（一）固定負債		
1 長期借入金		円
2 学校債		円
3 長期未払金		円
4 退職給与引当金		円
（二）流動負債		
1 短期借入金		円
2 未払金		円
3 前受金		円
（三）収益事業会計負債		
合 計		円

- （注） 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金  
 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産  
 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）  
 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債  
 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債  
 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【4】会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例

# 知事所轄学校法人特有の規定について（第5章、別表1、別表2、別表3、通知）

- 改正前の知事所轄学校法人に関する特例を引き継ぎ、「**会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例**」を規定。
  - 特例の対象は知事所轄学校法人（**会計監査人を置くものを除く**）。
  - 具体的には**以下の知事所轄学校法人が対象外**。
    - ・知事所轄学校法人のうち、「**大臣所轄学校法人等**」に該当する法人
    - ・「大臣所轄学校法人等」に該当しない知事所轄学校法人で、**会計監査人を任意設置する法人**

## 【会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例の概要】

特例の内容	高等学校を設置する会計監査人非設置知事所轄学校法人	高等学校を設置しない会計監査人非設置知事所轄学校法人	根拠条文
徴収不能引当金の計上省略	不可	可	第48条
第4号基本金の全部又は一部を組み入れない	不可	可	第49条
活動区分資金収支計算書の作成省略	可	可	第50条
基本金明細書の作成省略	不可	可	第50条

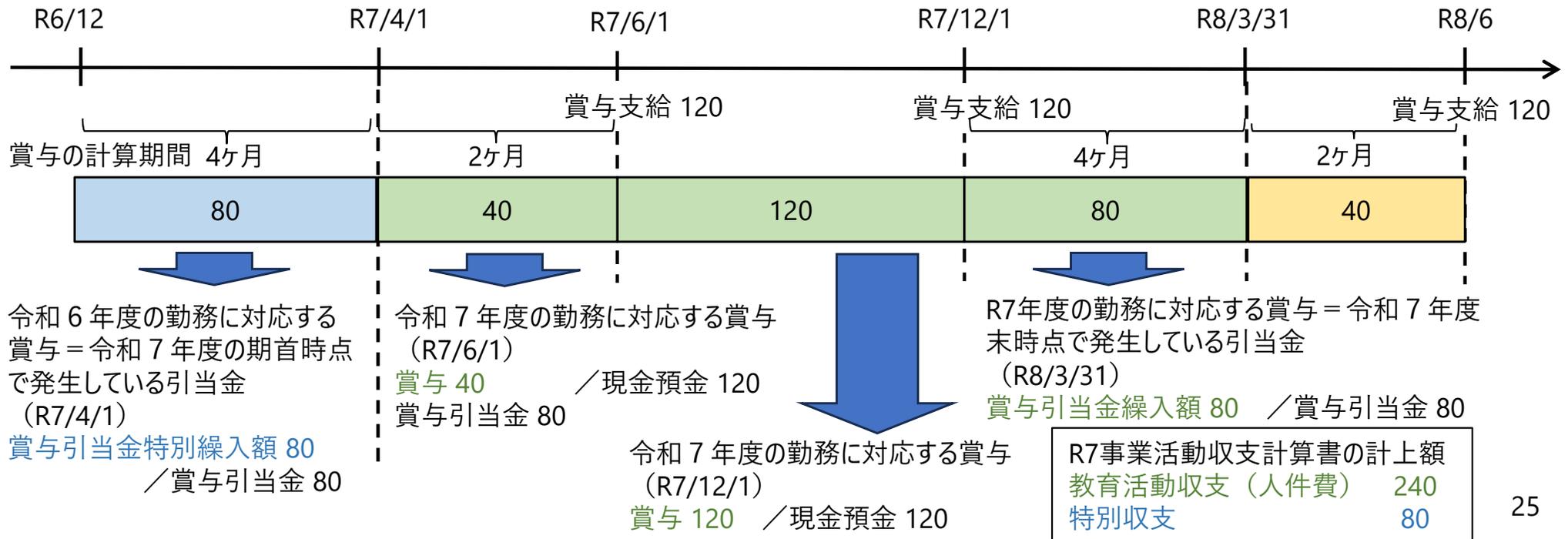
- 勘定科目の集約に関する規定について、会計監査人非設置知事所轄学校法人のみ適用（別表1、別表2、別表3）
  - ・「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」を「機器備品」に集約可（貸借対照表）
  - ・「教育研究経費」と「管理経費」を「経費」に集約可（事業活動収支計算書）
  - ・「教育研究経費支出」と「管理経費支出」を「経費支出」に集約可（資金収支計算書）
  - ・「教育研究用機器備品支出」と「管理用機器備品支出」を「機器備品支出」に集約可（資金収支計算書）
- 「「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）」の適用について  
 会計監査人非設置知事所轄学校法人のみ適用  
 （令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」第七）
  - ・電気、ガス、水道等の料金の処理について、会計年度末における前払金や未払金の計上省略 等

# 1. 学校法人会計基準の改正

○改正のポイント

【5】個別論点

- 改正前の学校法人会計基準別表第3の貸借対照表記載科目に示されている退職給与引当金のほか、引当金の計上について、明文の規定を設けた
- 引当金の計上要件 **これらの要件を満たす場合に計上**
  - ① 将来の特定の事業活動支出・・・次年度以降に事業活動支出が見込まれる  
(例：次年度に賞与支出が見込まれる)
  - ② その発生が当該会計年度以前の事象に起因している・・・支出の原因が当年度以前である  
(例：当年度の12月～3月の勤務実績に応じて次の賞与支給金額が決まる)
  - ③ 発生の可能性が高い  
(例：賞与の支給がほぼ確実に見込まれる)
  - ④ 金額を合理的に見積もり可能  
(例：賞与の計算方法が給与規程に明記されており、年度末時点で計算可能)
- 令和7年度の期首時点で発生している引当金を令和7年度貸借対照表に計上する場合における、令和7年度の事業活動支出として引当金に繰り入れる金額は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「その他の特別支出」に、「(何) 引当金特別繰入額」などの小科目を設けて処理することができる



- 収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされた。  
（改正前は、収益事業会計に関する計算書類の具体的内容について、明文の規定が無かった）
- 学校法人は私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、収益事業は一定の範囲内で行われることが求められている。
- このような学校法人の収益事業の目的や特性を踏まえ、収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成の実務が醸成されていることから、収益事業会計に関しては、学校法人会計の慣行も踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従う。

## ■ 貸借対照表及び損益計算書の様式参考例

令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添5

（収益事業会計）

### 貸借対照表

年 月 日

（単位 円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金預金 (何)		短期借入金 (何)	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金 (何)	
土地			
建物 (何)			
無形固定資産 (何)		負債 合計	
投資その他の資産 (何)		純資産の部	金額
		元入金	
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	
		純資産 合計	
資産 合計		負債・純資産 合計	

（収益事業会計）

### 損益計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

（単位 円）

科 目	金 額	
I. 営業損益		
(1) 営業収益		
〇〇収入 (何)		
(2) 営業費用 (何)		
営業利益		
II. 営業外損益		
(1) 営業外収益 (何)		
(2) 営業外費用 (何)		
経常利益		
III. 特別損益		
(1) 特別利益 (何)		
(2) 特別損失 (何)		
学校会計繰入前利益		
学校会計繰入金支出		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

## 2. 私立学校振興助成法施行規則等の制定

## 趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第19条により、私立学校振興助成法による委任を受けた、監査報告及び所轄庁への書類提出に関する各種規定を施行規則として整備する。

併せて、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を、告示にて定める。

## 制定のポイント

### 1. 監査報告関係（施行規則第1条）

（会計監査人を設置しない助成対象学校法人のみに関連する規定）

監査を行う公認会計士又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、**学校法人役員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務める**こととする。

### 2. 所轄庁への書類提出関係

（全ての助成対象学校法人に関連する規定）

#### （1）書類の添付（施行規則第2条）

所轄庁への書類の提出は、次の書類を添付してすることとする。

- ① **事業活動収支内訳表**
- ② **資金収支内訳表**
- ③ **人件費支出内訳表**
- ④ **公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類**

大臣所轄学校法人：文部科学省告示（本資料3.）参照  
知事所轄学校法人：所轄の都道府県知事の定めによる

#### （2）事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表の記載方法等（施行規則第3条、第4条、第5条）

**改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継ぐ**こととする。（各書類の様式も同様）

### 3. 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類（告示）

所轄庁が定める書類は、**人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告**とする。